令和4年7月20日

　　　　群 馬 県 知 事　　あて

群馬県前橋市天川大島町１丁目36番地15

特定非営利活動法人フォレストぐんま21

代表者　市村　良平　　　　　印

電話番号　0279-75-1378

役 員 一　覧　表

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２３条（法５２条第１項（法第６２条において準用する場合を含む）の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更年月日  変更事項 | 役職名 | 氏　　名 | 住 所 又 は 居 所 |
| **令和4年6月5日**  **（再任）** | 理事 | 市村旅平 | 群馬県吾妻郡中之条大字中之条１３６４番地1 |
| **令和4年6月5日**  **（再任）** | 理事 | 安藤吉英 | 群馬県高崎市中居町1648番地8 |
| **令和4年6月5日**  **（再任）** | 理事 | 菊川熙英 | 群馬県前橋市天川大島町１丁目３６番地15 |
| **令和4年6月5日**  **（再任）** | 理事 | 平野瀧次 | 群馬県館林市瀬戸谷町２２６０番地6 |
| **令和4年6月5日**  **（再任）** | 理事 | 西條祝夫 | 群馬県前橋市下新田町３６６番地5 |
| **令和4年6月5日**  **（　　　）** | **監事** | 陶和孝 | 群馬県高崎市吉井町南陽台１丁目17番地4 |
| **令和4年6月5日**  **（　　　）** | **監事** | **本間行夫** | 群馬県藤岡市本郷353-3 |
| **令和4年5月31日**  **（任期満了）** | **監事** | **泉久志** | 群馬県北群馬郡榛東村大字新井683番地10 |
| **令和4年5月31日**  **（任期満了）** | **監事** | 三原昭夫 | 群馬県高崎市鼻高町40番地3 |
| **令和4年6月5日**  **（新任）** | **理事** | 木村清司 | 群馬県沼田市石墨町2088番地 |
| **令和4年6月5日**  **（新任）** | **理事** | 萩原嘉隆 | 群馬県渋川市有馬160番地6 |

**（※変更事項欄には、注１に記載された事項で該当するものを記入してください。）**

注１　「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。

　　　なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

　２ 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。

　３　改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

　４ 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。

　５ 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。

　　(1) 当該各役員が法第２０条各号に該当しないこと及び法第２１条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

　 (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

　６　変更後の役員名簿については、２部（法第５２条第１項（法第６２条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、１部）を添付すること。

　７　２以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第５２条第１項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。